

規制の事前評価書

1 規制の名称

高齢者に対する認知機能検査の導入

2 担当部局

警察庁生活安全局生活環境課

3 評価実施時期

平成20年9月

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

猟銃及び空気銃の所持者の高齢化に伴い、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる違反事例や事故等が発生している。一般に、認知症の有病率は加齢に伴い上昇するが、年齢が75歳を超えると急激に有病率が高まるとされている。したがって、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を防止するため、当該年齢を一応の目安として認知機能に関する検査を受けさせることにより認知機能の低下した者を把握し、適切に対処する必要がある。

(2) 規制の内容

銃砲刀剣類の所持許可又は更新を受けようとする者で75歳以上のものは、都道府県公安委員会が行う、認知機能に関する検査を受けなければならないこととする。また、認知機能に関する検査の結果、認知症の疑いがあると認めるときは、都道府県公安委員会は、当該者に対して、指定する医師の診断を受け、その診断書を提出すべきことを命ずることができることとする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3及び第5条第2項

6 想定される代替案

銃砲刀剣類の所持許可又は許可の更新を受けようとするすべての75歳以上の高齢者から、認知症に関する専門医の診断を事前に提出することを義務付ける。

* 認知機能の低下を把握するスクリーニングテストとして医療機関等でも使用されており、かつ、医療従事者でなくても検査することができる認知機能に関する検査。今回導入することを考えている認知機能に関する検査の検査項目、実施方法等及び認知機能の低下の状況を判断する基準は内閣府令で定めることとするが、平成21年中に運転免許制度に導入される認知機能検査に準ずるものとするを想定している。

7 規制の費用

遵守費用

改正案については、75歳以上の高齢者が銃砲刀剣類の所持許可又は更新に当たって、認知機能に関する検査を受ける費用が発生する。また、認知機能検査の結果、認知症の疑いがあると認められる高齢者には医師の診断を受ける費用が発生する。代替案については、75歳以上の高齢者が銃砲刀剣類の所持許可又は更新に当たって、認知症に関する専門医の診断を受ける費用が発生する。

行政費用

改正案については、都道府県公安委員会による認知機能検査の実施費用が発生する。また、認知症の疑いがあると認められる高齢者から診断書を受ける事務的負担も発生するが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する費用は僅少である。代替案については、診断書を受ける事務的負担が発生するが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する費用は僅少である。

その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、すべての75歳以上の高齢者が認知機能に関する検査を受け、検査の結果、認知症の疑いがあるものから専門医の診断書が得られることから、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を減少できる。

代替案については、すべての75歳以上の高齢者から専門医の診断書が得られることから、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を減少できる。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

便益の点では、代替案ではすべての高齢者から専門医の診断書が得られることから改正案よりも大きいとも考えられるが、改正案でも十分な便益が得られると考えられる。他方で、費用の点では、認知機能検査は医療従事者でなくても検査することができる簡易なものを想定しているため、認知機能検査の受診及び実施に係る費用は、すべての75歳以上の高齢者から認知症に関する専門医の診断書を事前に提出することを義務付けることによる費用よりも小さく、得られる便益に比して合理的な範囲の負担と考えられるため、改正案は代替案よりも優れていると評価できる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して有識者・専門家から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」（座長：藤原静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。

今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。

11 レビューを行う時期又は条件

当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。